

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年5月11日（平成30年（行個）諮問第85号）

答申日：平成30年10月15日（平成30年度（行個）答申第117号）

事件名：本人が提出した納税地の異動に関する届出書の開示決定に関する件
（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日に提出した納税地の異動に関する届出書」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月22日付け特定記号第219号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、以下の開示を求める。

個人番号カードを使用してチェックしたとする記載の書類

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書については省略）。

今回2回目の同一住所にて特定区へ転入しているが過去の特定年月日転入翌年も同じく同一記載内容で決定書を頂いて、納税地移動に関する届書を頂いていたものと同じで、下に個人番号のチェックした記載がない。1回目より特定区に転入していても戸籍の附票の5行目どまりで、特定年Aなのに特定年Bと附票に付けられて困ったままであるので、マイナンバーカードしか使用しないようにしていた。

特定地名へ転入時、特定年月日にマイナンバーカードを使用していたので区役所でカードに住所の記載をして頂いていた。本人確認には特定年金事務所や銀行の住所確認においてもそれしか使用していない。今回も転入後も特定税務署で開示をして受取の時にもマイナンバーカードしか使用していない。転入の住所は同じ所へ転入したが、特定市から転入していないとされていたので驚いて特定警察署へ相談の時にも今回も使用していた。

前にも同一内容の決定書と開示にてもきちんと確認できていない。チェック対応で今回も同じようにもたされているのでしっかりと確認して個人番号カードを使用してチェックしたとする記載の書類を開示で頂きたい。

特定地名転入後は本人確認としてマイナンバーカード（個人カード）しか使用していない。前回の開示受取り分と同じく本人確認に運転免許証としてあるが、使用していないので間違っている。

個人番号カードを見ていたと確認のし直しで交付を出して欲しい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して「特定年月日に提出した納税地の異動に関する届出書」（本件文書）に記載された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、平成29年11月22日付け特定記号第219号により、本件対象保有個人情報を特定した上で、本件対象保有個人情報について、法18条1項の規定に基づき全部開示決定（原処分）を行った。

原処分で開示した本件対象保有個人情報には、処分庁が本人確認を実施した旨の記載がないところ、審査請求人は、本件審査請求を行い、審査請求書の記載内容からはその趣旨は判然としないが、以下のいずれかを求めていると考えられることから、原処分の妥当性について検討する。

- ① 本件文書と同名・同日付けの文書に記載された保有個人情報で、処分庁が個人番号カードにより本人確認を実施した旨の記載のある保有個人情報の開示
- ② 本件対象保有個人情報に、処分庁が個人番号カードにより本人確認を実施した旨を記載した上での開示

2 原処分の妥当性について

(1) 上記1①について

「納税地の異動に関する届出書」は、納税者において、転居等により納税地が異動した場合に、異動前の納税地を所轄する税務署長宛に、遅滞なく提出することとされているものである。

処分庁を含め税務署では、納税者等から「納税地の異動に関する届出書」が提出された場合、本人確認や記載事項等の確認を行い、システムに異動状況等の入力を行った後、当該届出書は「納税地の変更・異動関係書類綴り」という行政文書ファイルに編てつすることとしている。

本件開示請求に伴い、処分庁において、システムの入力事績及び当該行政文書ファイルを確認したが、審査請求人が特定年月日に提出した納税地の異動に関する届出書は、本件文書以外には確認できなかった。

また、本件審査請求を受け、諮問庁においても、処分庁を通じて、改

めてシステムの入力事績及び当該行政文書ファイルを確認したが、審査請求人が特定年月日に提出した納税地の異動に関する届出書は、本件文書以外には確認できなかった。

したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報以外に審査請求人に係る保有個人情報を保有しているとは認められないことから、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定して行った原処分は妥当である。

(2) 上記1②について

上記1②は、審査請求書の記載内容から判断すると、原処分の取消しを求めるものではなく、原処分で開示した本件対象保有個人情報に、処分庁が個人番号カードにより本人確認を実施した旨記載するよう求めるものであると考えられることから、原処分に対する審査請求とは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、処分庁が行った原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年5月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月4日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年9月27日 | 審議 |
| ⑤ | 同年10月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分で開示した別紙に掲げる文書には、文書下部の「税務署整理欄」に、処分庁が本人確認を実施した旨の記載がないところ、本件文書と同名・同日付けで個人番号カードを使用してチェックしたとする記載のある文書を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において、本件対象保有個人情報である本件文書を確認したところ、文書下部の「税務署整理欄」に、「番号確認」欄、「身元確認」欄及び「確認書類、個人番号カード／通知カード・運転免許証、その他」欄（以下「当該各欄」という。）があり、当該各欄には記載がな

く、空欄であることが認められる。

- (2) そこで、当該各欄に確認事績が記載される場合について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

当該各欄への記載については、届出書を提出する際に、届出者が「個人番号」欄に個人番号を記載した上で、本人確認書類の提示又は写しの添付を行った場合にのみ実施する。具体的には、個人番号の記載のある届出書について、本人確認書類により番号確認及び身元確認を行った際に、「身元確認」欄及び「確認書類、個人番号カード／通知カード・運転免許証、その他」欄に記載し、その後の事務処理において「番号確認」欄を記載するものである。本件文書では「個人番号」欄が空欄であるところ、届出者が「個人番号」欄を空欄で提出した場合には、身元確認書類の提出を求めていることから、当該各欄には何も記載していない。

- (3) また、当審査会事務局職員をして本件文書以外の本件文書と同名・同日付けの文書の存否を諮問庁に確認させたところ、諮問庁は上記第3の2(1)の説明に加え、納税地の異動に関する届出書のシステムへの入力事績については、同じ納税者等から同日中に複数回、納税地の異動に関する届出書が提出された場合は、提出数に応じて、複数回システムに入力され、複数回の入力事績が記録されるところ、本件については1回しかシステムの入力事績がない旨説明する。

- (4) そうすると、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記第3の説明に不自然な点はなく、これを覆すに足る事情もない。仮に、審査請求人が主張するとおり、個人番号カードを提示していたとしても、本件請求保有個人情報に該当する文書が1つしかないことは否定できない。

また、処分庁及び諮問庁が行った本件対象保有個人情報の探索の範囲も不十分であるとはいえない。

- (5) 以上によれば、特定税務署において、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において「個人番号カードを見ていたと確認のし直しで交付を出して欲しい」と記載し、本件対象保有個人情報の内容の訂正を求める旨にも読めるが、この点については、本件審査請求において判断することは適当でない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保

有個人情報を特定し、開示した決定については、特定税務署において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

文書 特定年月日に提出した納税地の異動に関する届出書